



認証（特定）第5版 指定基準の案内



よりよいパートナーを目指して

「価値ある明日の創造に貢献しよう」をテーマに新たな需要環境を見据えた
新ビジネスモデルづくりに貢献します。

サービスショッププランニング&デザインを提案します

自動車サービス業界は業態のサバイバル化・情報化・低成長時代を迎え、サービススタイルとその環境は新たな転換や事業の再構築を強く求められています。

イヤサカはこれからの「需要創造」型市場が進展するなかで、お客様に満足していただける「新しい価値」を基本コンセプトとし、マーケティングからプランニング・

施工・運営までISOPシステム(IYASAKA SHOP OPERATION PLAN SYSTEM)を展開し、ショップづくりや新規事業開発をトータルサポートいたします。「価値ある明日の創造に貢献しよう」をテーマに新たな需要環境を見据えた新・ビジネスモデルづくりに貢献します。

イヤサカISOP推進プロセス

STEP 1

ヒアリング・ 調査・分析

- 市場調査
- 集計・分析
- ヒアリング
- 調査レポート作成

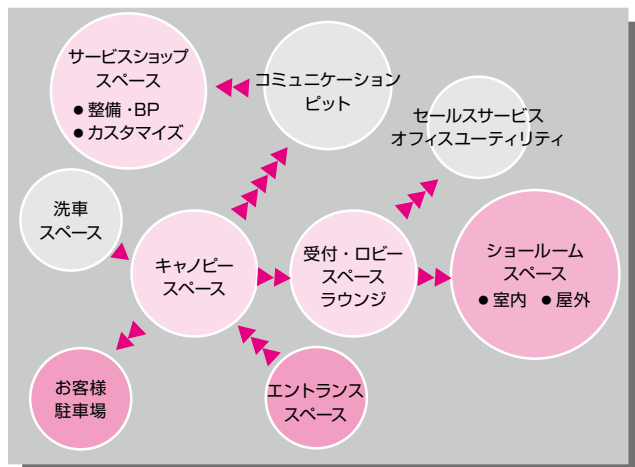
STEP 2

基本プラン (パイロットプラン)

- コンセプトの立案
- スペース(ゾーン)計画
- レイアウト計画 ● 環境計画
- コミュニケーション計画



● フロアゾーニング・スペースの配分



● 環境計画(サービス関連)

	社内環境対応	社外環境対応
オフィススペース	カラー・ファニチュア セキュリティ計画 グリーン計画 コミュニケーション計画 安全計画	廃棄物処理 分別回収
サービスショップスペース	空調システム 床・壁面カラー計画 安全計画 サイン計画 設備計画 機器レイアウト	法規制対応 水質汚濁防止法 廃棄物処理・清掃法 労働安全衛生法 悪臭防止法 大気汚染防止法



ISOPシステム

IYASAKA SHOP OPERATION PLAN SYSTEM

イヤサカではショップづくりから新規事業構築までを、独自の店舗総合企画システム「ISOPシステム」IYASAKA SHOP OPERATION PLAN SYSTEMをベースに、プレゼンテーションからマーチャンダイジングのプロセスを総合的にサポートいたします。

STEP 3

実施プラン (マスタープラン)

- マスタープラン(実施)作成
- 実施予算の作成
- 運営計画立案
- デザインの決定

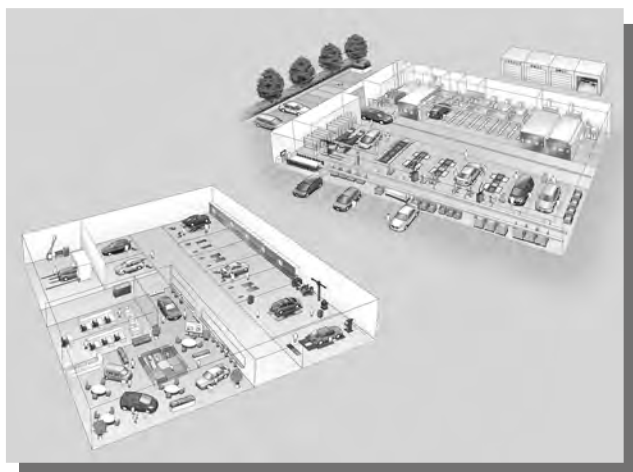
STEP 4

運営・メンテナンス (コンサルティングプラン)

- 設計・施工管理
- 運営コンサルティング
- メンテナンス管理



● フロアソーニングプラン



● パーチカルデザイン



自動車整備事業の設立

■自動車分解整備事業の認証

自動車分解整備を事業として行うためには、自動車の安全走行を確保する上で重要であるため、国土交通省・地方運輸局長の認証を受けることが必要です。

認証の取得にあたっては、作業場等の面積基準、工具等の設備基準、整備士等の要員の基準を満たし、整備主任者を選任することが定められています。

認証制度には車両設備の全てを行う認証工場と、一部の装置のみの整備を行う特定部品専門認証工場があります。

■指定自動車整備事業の指定

認証工場の基準に加えて、設備、技術および管理組織を有するほか自動車の検査設備を有し、自動車検査員を確実に選任できるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることが出来る。また、基準で定められた検査施設を有している認証工場について、国土交通省・地方運輸局が「指定自動車設備工場」の指定を行います。

指定工場は継続検査の際に自動車検査独立行政法人への現車の提示を省略できます。

認証の基準（自動車分解整備事業の認証）

自動車整備工場を経営するには、地方運輸局長の認証を受ける必要があります。（道路運送車両法第78条）

（1）事業の種類と対象自動車

自動車分解整備事業は自動車の種類によって次の3種類にわけられています。（車両法第77条）

- ①普通自動車分解整備事業
- ②小型自動車分解整備事業
- ③軽自動車分解整備事業

なお、このうち小型四輪自動車は、普通自動車分解整備事業にも含まれ、小型自動車分解整備事業にも含まれます。

従って、すべての自動車を対象とする場合には、普通自動車整備事業と小型自動車整備事業の認証が必要になります。

また、各事業ごとに対象とする自動車の種類が決められており、これらを整理すると下の表の通りとなります。

■事業の種類と対象自動車

分解整備事業の種類	対象自動車	整備できる範囲
普通自動車	普通(大)	・車両総重量8トン以上の車両 ・最大積載量5トン以上の車両 ・定員30人以上の車両
	普通(中)	・車両総重量8トン未満の車両 ・最大積載量が2トンを超え5トン未満の車両 ・定員11人以上30人未満の車両
	大特	・大型特殊自動車
	普通(小) 普通(乗)	・最大積載量2トン以下の車両 ・定員10人以下の車両
	小四	・小型四輪自動車
小型自動車	小四	・小型四輪自動車
	小三	・小型三輪自動車
	小二	・小型二輪自動車
	軽	・軽自動車
軽自動車	軽	・軽自動車

（2）認証工場の基準

■整備主任者の選任

整備主任者の資格としては次のいずれかが必要です。

- ① 1級または2級整備士の資格を有している者。
- ② 国の自動車検査官を経験した者。
- ③ 軽自動車検査員を経験した者。

■従業員の構成

従業員の構成は、整備主任者の他に、分解整備に従事する人員が最低1名以上必要です。

整備士については従業員が5人以上の場合従業員数を4で割った数(1未満の端数は1に数える)の整備士が必要です。

●従業員／整備士割合

(その数に1未満の端数があれば、これを1とする。)

従業員数	整備士保有割合
2人～4人	整備士1人以上
5人～8人	〃 2人以上
9人～12人	〃 3人以上
13人～16人	〃 4人以上

■申請者の適格性

下記に該当する申請者は不適格として認証されません。

- ① 車両法に規定する罪を犯して1年以上の実刑を受け、執行後2年を経過しない者。
- ② 認証の取消を受け2年を経過しない者。
- ③ 未成年者また禁治産者であって、その法定代理人が
 - ④または⑤のいずれかに該当する者。
- ④ 法人であって、その役員の内①②または③のいずれかに該当する者がいる場合。

■整備作業場の面積基準（4ページ 面積基準参照）

対象とする自動車の種類により、作業場の面積基準が設けられています。

■設備機器に関する基準（4ページ 設備基準参照）

設備基準に基づく設備機器を保有することが必要です。

■ 設備基準

設備の基準は下表の通りですが、最高位の対象自動車の整備ができるものを保有することが必要です。

設 備 基 準		
作業機械	(1) プレス (2) エア・コンプレッサ ※ (3) チェーン・ブロック (4) ジャッキ (5) バイス ※ (6) 充電器 ※	小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあたっては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。
計器	(1) ノギス ※ (2) トルク・レンチ ※	
点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスタ ※ (2) 比重計 ※ (3) コンプレッション・ゲージ ※ (4) ハンディ・バキューム・ポンプ ※ (5) エンジン・タコ・テスタ ※ (6) タイミング・ライト ※ (7) シックネス・ゲージ ※ (8) ダイアル・ゲージ ※ (9) トーイン・ゲージ (10) キャンバ・キャスト・ゲージ (11) ターニング・ラジマス・ゲージ (12) タイヤ・ゲージ ※ (13) 検車装置 (14) CO測定器 (15) HC測定器	1 普通自動車分解整備事業で対象とする自動車が大型特殊自動車であるものにあたっては、第9号から第12号まで、第14号及び第15号(カタビラを有しない大型特殊自動車であるものにあたっては、第14号及び第15号に限る。)に掲げるものを除く。 2 小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあたっては、第9号から第11号までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあたっては、第9号から第11号まで及び第13号から第15号までに掲げるものを除く。 3 ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあたっては、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを除く。
工具	(1) ホイール・ブロー (2) ペアリング・レース・ブロー (3) グリース・ガン ※ (4) 部品洗浄槽 ※	小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあたっては、第1号及び第2号に掲げるものを除く。

※印：二輪の小型自動車のみを対象とする工場に必要な機器

■ 面積基準

認可の種類	対象となる自動車		項 目	屋内作業場					車両置場		面積 合計
				車両整備作業場		部品整備 作業場	点検作業場		間口	奥行	
				間口	奥行		間口	奥行			
普通自動車分解整備事業	対象とする自動車に普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）が含まれるもの	普通自動車（大型）	5m 以上	13m 以上	12㎡ 以上	5m 以上	13m 以上	3.5m 以上	11m 以上	180.5㎡ 以上	
		普通自動車（大型）及び小型4輪自動車									
	対象とする自動車に大型特殊自動車又は普通自動車（最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。）が含まれるもの	普通自動車（中型）	5m 以上	10m 以上	12㎡ 以上	5m 以上	10m 以上	3.5m 以上	8m 以上	140㎡ 以上	
	対象とする自動車に普通自動車（貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特殊の用途に供するものに限る、上二欄に掲げるものを除く。）が含まれるもの	普通自動車（小型）	4.5m 以上	8m 以上	10㎡ 以上	4.5m 以上	8m 以上	3m 以上	6m 以上	100㎡ 以上	
		普通自動車（小型）及び小型4輪自動車									
	その他のもの										
小型自動車分解整備事業	対象とする自動車に3輪以上の小型自動車が含まれるもの	小型4輪自動車	4m 以上	8m 以上	8㎡ 以上	4m 以上	8m 以上	3m 以上	5.5m 以上	88.5㎡ 以上	
	対象とする自動車が2輪の小型自動車及び軽自動車であるもの	2輪自動車、及び軽自動車	3.5m 以上	5m 以上	6.5㎡ 以上	3.5m 以上	5m 以上	2.5m 以上	3.5m 以上	50.25㎡ 以上	
	対象とする自動車が2輪の小型自動車及び軽自動車であるもの	小型2輪自動車	3m 以上	3.5m 以上	4㎡ 以上	3m 以上	3.5m 以上	2m 以上	2.5m 以上	30.0㎡ 以上	
軽自動車分解整備事業		軽自動車	3.5m 以上	5m 以上	6.5㎡ 以上	3.5m 以上	5m 以上	2.5m 以上	3.5m 以上	50.25㎡ 以上	

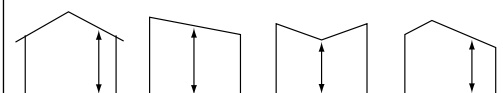
備考：二つ(大型と中型車等)以上の種類の分解整備を行う事業場の屋内作業場及び車両置場の規模は、該当する分解整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

● 面積基準の注記

1. 表中にある面積は、同一敷地内であること。
2. 車両整備作業場と点検作業場の天井の高さは、対象自動車をジャッキアップして整備や点検作業を行うのに十分な高さであること。
3. 間口、奥行きについては内側で測定した数値とする。
4. 屋内作業場は平滑に舗装されていること。
5. 車両置場は屋内屋外のどちらでもよく、また舗装されていなくても良い。

● 屋内作業場の入口、天井の高さは指導基準であり、測定は右図による。

天井高さの指導基準



■ 認証工場の対象車両の分類

対象自動車の種類は下記の単独又は組み合わせとなる。

ただし、面積は組み合わせの中で最も広いものが必要で、かつ、それぞれの対象自動車に必要な機械器具等が備え付けられていなければならない。

事業の種類	単独又は組み合わせの種類	対象となる車両の登録番号									
普通自動車分解整備事業	普通自動車(大型)	1 10~19 100~199	2 20~29 200~299	3 30~39 300~399				8 80~89 800~899			
	大型特殊自動車							9 90~99 900~999	0		
	普通自動車(中型)	1 10~19 100~199	2 20~29 200~299	3 30~39 300~399				8 80~89 800~899			
	普通自動車(小型)	1 10~19 100~199		3 30~39 300~399				8 80~89 800~899			
	普通自動車(乗用)			3 30~39 300~399	5 50~59 500~599	7 70~79 700~799	8 80~89 800~899				
	小型四輪自動車				4 40~49 400~499	5 50~59 500~599	7 70~79 700~799	8 80~89 800~899			
小型自動車分解整備事業	小型四輪自動車				4 40~49 400~499	5 50~59 500~599	7 70~79 700~799	8 80~89 800~899			
	小型三輪自動車						6 60~69 600~699	7 70~79 700~799	8 80~89 800~899		
	小型二輪自動車										車両番号
	軽自動車										車両番号
軽自動車分解整備事業	軽自動車										車両番号

(3) 認証申請の手続き

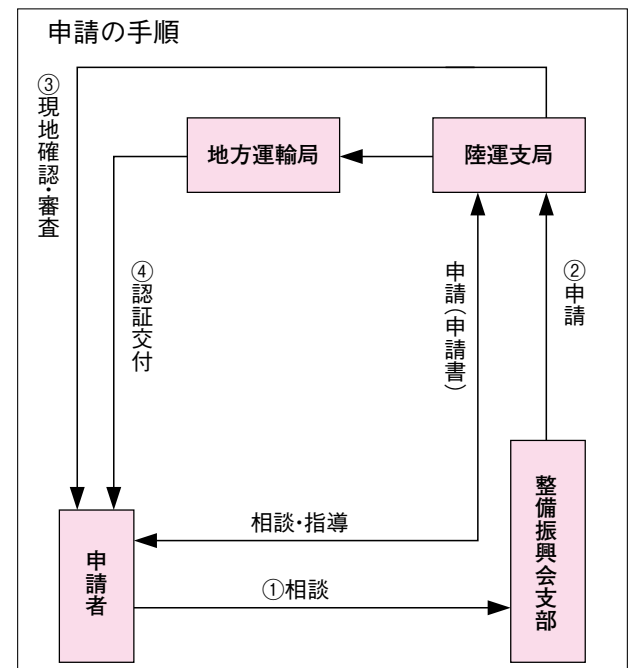
申請は、各陸運支局を経由して、各地方運輸局長に提出されます。

※書類などは各地区の自動車整備振興会にありますのでご相談下さい。

申請には次の書類が必要ですが、一部様式が決めているものもあり、振興会に用意されています。

● 認証申請に必要な書類

1. 自動車分解整備事業認証申請書
2. 役員名簿(法人)
3. 資金調達状況調書
4. 整備主任者選任届
5. 事業場の全景(写真)
6. 車両整備・点検作業場／部品整備作業場の写真
7. その他(板金塗装等)作業場の写真
8. 車両置場／事務所の写真
9. 認証基準で定める作業用機械工具類の写真
10. 従業員名簿
11. 整備士合格証(写)
12. 建築確認証(写)
13. 工場設置確認書(写)
14. 登記簿謄本(法人)／戸籍謄本または住民票(個人)
15. その他、特に必要と認められる書面



(4) 認証工場の車両置場の基準

認証工場の車両置場の基準は別表(4ページ)面積基準参照)の通りで屋内、屋外のどちらでもよく、舗装されていなくてもよい。

※ 自動車の収容場所については、「常時」道路上に「分解整備を行う自動車」を放置したり、道路上で分解整備を行っている場合は、この条件基準に欠けるということになり、改善命令、事業の停止、認証の取り消しといった行政処分の措置がとられることがあります。なお、この基準を満たしているからといって、分解整備を行う自動車を道路上に放置したり、道路上での自動車の分解整備が許されるというわけではありませんから、この点は十分注意する必要があります。

特定部品専門認証の基準

特定部品専門の自動車整備認証制度の創設は、原動機、動力伝達装置、制動装置などの特定の装置を専門的に整備・部品交換する整備工場です。用品販売店、タイヤショップ、ガソリンスタンドなどに併設する整備工場を含めて、自動車整備サービスの一層の多様化を目指したものです。

これまで、自動車分解整備事業の認証制度では、分解整備の対象である7つの装置（原動機・動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置・連結装置）全ての整備を行うことを前提として、設備・人員について必要な要件が定められていました。

自動車整備の多様化を推進するために特定の装置を専門に整備する工場を対象とする認証制度が創設されました。

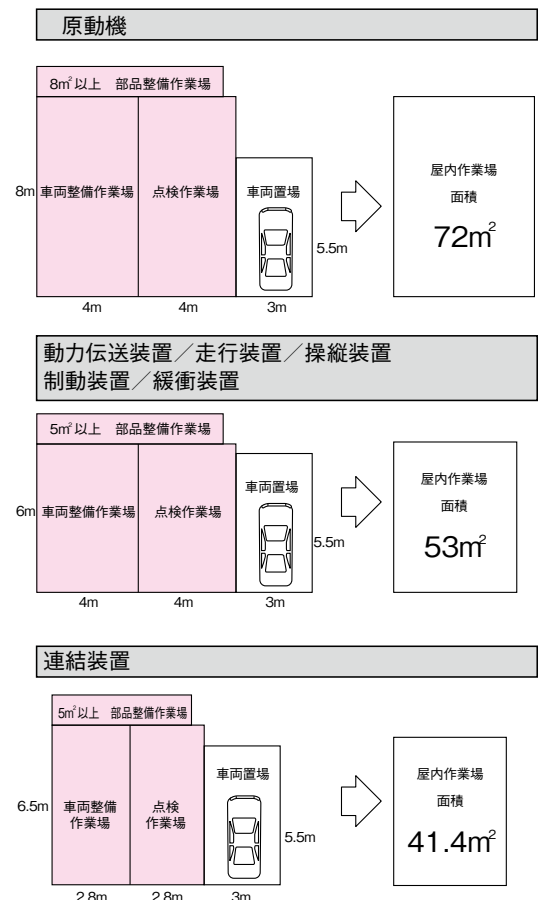
その要件は、人員については平成8年8月に緩和した基準（認証制度）とし、設備について7つの装置ごとに、それぞれ最低限必要な作業場、整備用機器が定められ。さらに7つの装置のあらゆる組み合わせについて整備を行う事業も可能となりました。

これにより、例えば普通乗用車及び小型四輪車（3・4・5ナンバー）についてブレーキ専門に行う認証工場は、従来の認証工場と比較して面積72㎡→53㎡（26%減）、整備機器類の数は30→16（47%減）になります。

■ (1) 面積基準

認証の種類	分解整備の種類		屋内作業場						車両置場	
	対象とする自動車の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場			間口	奥行
			間口	奥行		間口	奥行			
普通自動車分解整備事業	普通自動車(大型) ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	原動機	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上			
		動力伝達装置								
		走行装置								
		操縦装置								
	大型特殊/ 普通自動車(中型) ・最大積載量2t以上 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものは除く	制動装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	12m以上	3.5m以上	11m以上	
		緩衝装置								
小型自動車分解整備事業	普通自動車(小型) ・貨物の運送に供するもの ・散水自動車/広告宣伝用自動車 ・霊柩自動車その他特殊用途に供するもの ・上二欄に掲げるものは除く	連結装置	3.5m以上	12.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	12.5m以上			
		原動機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上			
		動力伝達装置								
		走行装置								
	普通自動車(その他のもの) 四輪小型自動車 三輪小型自動車	操縦装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上	3.5m以上	8m以上	
		制動装置								
		緩衝装置								
		連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上			
	二輪小型自動車	原動機	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上			
		動力伝達装置								
		走行装置								
		操縦装置								
軽自動車分解整備事業	軽自動車	制動装置	4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上	3m以上	6m以上	
		緩衝装置								
		連結装置	3m以上	7.5m以上	6㎡以上	3m以上	7.5m以上			
		原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上			
	二輪小型自動車	動力伝達装置								
		走行装置								
軽自動車分解整備事業	軽自動車	操縦装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上	3m以上	5.5m以上	
		制動装置								
		緩衝装置								
		連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上			
	二輪小型自動車	原動機	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上	2m以上	2.5m以上	
		動力伝達装置								
軽自動車分解整備事業	軽自動車	走行装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5㎡以上	3.5m以上	4.4m以上	2.5m以上	3.5m以上	
		操縦装置								
		制動装置								
		緩衝装置								
	二輪小型自動車	連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7m以上			
		原動機	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上			

特定部品専門認証の面積 (普通乗用・小型車例)



■ (2) 設備基準

対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	
作業機械等	(1) プレス	○	○	○	○	○	○	○	小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。
	(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○	
	(3) チェーン・ブロック	○						○	
	(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○		
	(5) バイス	○	○	○	○	○	○	○	
	(6) 充電器	○							
作業計器	(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○	
	(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○	
点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○	1. 普通自動車分解整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあつては、第9号から第12号まで、第14号及び第15号に掲げるものを、カタピラを有しない大型特殊自動車であるものにあつては、第14号及び第15号に掲げるものを除く。
	(2) 比重計	○							
	(3) コンプレッション・ゲージ	○							
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○			2. 小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号まで及び第13号から第15号に掲げるものを除く。
	(5) エンジン・タコ・テスタ	○	○		○				
	(6) タイミング・ライト	○							
	(7) シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○	3. ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを除く。
	(8) ダイアル・ゲージ	○	○	○	○	○	○		
	(9) トーイン・ゲージ			○	○		○		
	(10) キャンバ・キャスタ・ゲージ			○	○		○		
	(11) ターニング・ラジアス・ゲージ			○	○		○		
	(12) タイヤ・ゲージ			○					
	(13) 検車装置	○	○	○	○	○	○		
	(14) CO測定器	○							
	(15) HC測定器	○							
工具	(1) ホイル・ブーラ			○		○			小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号及び第2号に掲げるものを除く。
	(2) ヘアリング・レース・ブーラ		○	○		○			
	(3) グリース・ガン	○	○	○	○	○	○	○	
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○	

備考：○印は、対象とする装置の種類の項に掲げる装置を取り外して分解整備を行う事業場が当該各欄に作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

■ (3) 人員に関する基準

人員については認証基準と同一です。(3 ページ参照)

■ (4) 申請について

特定部品専門認証工場の申請や提出書類については概ね、認証基準と同じです。(5 ページ参照)

※詳しくは各都道府県・整備振興会へご相談ください。

専門認証7つの種類・内容

1. 原動機

原動機を取りはずして行う自動車の整備又は改造。

2. 動力伝達装置

動力伝達装置のクラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取りはずして行う自動車の整備又は改造。

3. 走行装置

フロント・アクスル（独立懸架装置を含む。）又はリヤ・アクスル・シャフトを取りはずして行う自動車（二輪の小型自動車を除く）の整備又は改造。

4. 操縦装置

かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部、又はかじ取りホークを取りはずして行う自動車の整備又は改造。

5. 制動措置

制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く）もしくはデスクブレーキのキャリパを取りはずし、又は二輪の小型自動車のブレーキライニングを交換するためにブレーキシューを取りはずして行う自動車の整備又は改造。

6. 緩衝装置

緩衝装置のシャシばねを取りはずして行う自動車の整備又は改造。

7. 連結装置

牽引自動車又は被牽引自動車の連結装置を取りはずして行う自動車の整備又は改造。

認証工場設備の基準（対象とする装置ごとに必要な作業機械等）

原：原動機 動：動力伝達装置 走：走行装置 操：操縦装置
制：制動装置 緩：緩衝装置 連：連結装置

□で囲んだ装置が分解整備事業に必要な作業機械となります。

注 1. 全ての装置を認証の対象とする場合は、全ての作業機械等が必要となります。

2. **二輪**：小型二輪のみを対象とする場合には当該作業機械等は必要としません。
3. **三輪**：小型三輪のみを対象とする場合には当該機械等は必要としません。
4. **ガ除**：ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場は当該作業機械等は必要としません。
5. **内除**：内燃機関の点検を行わない事業場は当該作業機械等は必要としません。

■プレス



AHP-60

軽自動車：5 トン以上、小型：15 トン以上、中型：35 トン以上、大型は：60 トン以上

原 動 走 操 制 緩 連

二輪

■エア・コンプレッサ



3.7P-14VP

大型のタイヤ空気圧は約 900Kpa なので、2 段圧縮が必要。

原 動 走 操 制 緩 連

■チェーン・ブロック



キトーマイティ 1t

能力を考慮すること。天井高さ、楊程に注意する。エンジンクレーンの代用可。

原 動 走 操 制 緩 連

二輪

■ジャッキ



RJ-30

普通小型：1 トン以上、中型：5 トン以上、大型：10 トン以上

原 動 走 操 制 緩 連

二輪

■バイス



R-125

部品整備時に固定する工具。75mm 以上。JIS 規格品は耐久性があります。

原 動 走 操 制 緩 連

■充電器



HR-MAX70D

対象車種が充電できるもの。24V 車が対象となる場合は、24V が充電できるもの。

原 動 走 操 制 緩 連

■ノギス



GMN-15

部品の寸法測定。普通：0 ～ 150mm、中型以上：0 ～ 250 以上

原 動 走 操 制 緩 連

■トルク・レンチ



CMPB2004

小型 180Nm 以上、大型 270Nm 以上など、シリンダーヘッド締め付けトルクに合わせて選定する。

原 動 走 操 制 緩 連

■サーキット・テスタ



KF-32

電圧・電流・抵抗値を計るもの。

原 動 走 操 制 緩 連

■比重計



UFB-N3M



BH-10

バッテリー液の比重測定。

原 動 走 操 制 緩 連

■コンプレッション・ゲージ



TIGCG-100

ディーゼルエンジンを対象とする場合は、ディーゼル用も必要。

原 動 走 操 制 緩 連

内除

■ハンディ・バキューム・ポンプ



MV8050J

負圧を発生させ、進角装置センサーの作動を確認する。

原 動 走 操 制 緩 連

■エンジン・タコ・テスタ



TA303J

エンジン回転数を測定する。ディーゼルを対象とする場合はディーゼルが測定できるものが必要。0～5000rpm以上測定できるもの。

原 動 走 操 制 緩 連

■タイミング・ライト



FL-500N

点火タイミングを測定する。ディーゼル車のみの場合は不要。

原 動 走 操 制 緩 連

ガ除

■シックネス・ゲージ



TGZ-1818

部品間にゲージを差し込み隙間測定をする。75mm以上、8枚のものが必要。

原 動 走 操 制 緩 連

■ダイヤル・ゲージ



HDS-100

原 動 走 操 制 緩 連

■トーイン・ゲージ



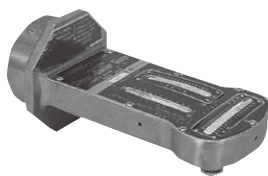
TG-X

左右タイヤの前後の幅を測定し、トーを測るもの。BP工場にてトラムゲージで代用可。アライメントテスター代用可。

原 動 走 操 制 緩 連

二輪 三輪

■キャンバ・キャスト・ゲージ



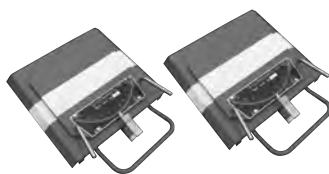
CCG-3

ホイールハブに取り付け、キャンバー・キャストを測定する。アライメントテスター代用可。

原 動 走 操 制 緩 連

二輪 三輪

■ターニング・ラジাস・ゲージ



TRG-3

切角を測定するもの。対象自動車の輪重を考慮し選定する。

原 動 走 操 制 緩 連

二輪 三輪

■タイヤ・ゲージ



AG-8012-3

対象車のエア充填が可能なもの。普通以下は600kpa、中型以上は1200kpa。スペアタイヤの空気圧も考慮すること。

原 動 走 操 制 緩 連

■検査機器



BSC32KUV

リフト又は点検ピット。半揚程（フレームリフト）でも可能。対象となる自動車のリフトアップ出来るもの。普通小型で全揚程3トン以上でないといと許可が下りない地域もあります。

原 動 走 操 制 緩 連

二輪

■CO/HC 測定器



ALTAS-300

排気ガスの測定機。対象車種がディーゼル車のみの場合は不要。

原 動 走 操 制 緩 連

ガ除

■ホイール・プーラ



HW-105

対象車種の能力以上のものを選定する。

原 動 走 操 制 緩 連

二輪

■ベアリング・レース・プーラ



KP140

原 動 走 操 制 緩 連

二輪

■グリース・ガン



CH-400

原 動 走 操 制 緩 連

■部品洗浄槽



PC-S

地域により洗浄台寸法の指定がある場合があります。また、バット等の容器で可能な場合もあります。

原 動 走 操 制 緩 連

指定の基準（指定自動車整備事業の指定）

指定自動車整備工場制度は継続検査及び中古新規検査・継続検査の再検査など、分解整備検査の際に必要な自動車検査行政法人（軽自動車検査協会）への現車の提示を、指定工場が交付する“保安基準適合証”“限定保安基準適合証”により省略できるようにしたものです。これにより車検業務は大幅な合理化、省略化が図られ、また、検査の方法（手順）も大幅に効率化されました。

（１）指定整備工場基準について

指定の取得には個々の工場で検査設備を持つ「単独型」と、複数の特定指定工場が検査設備を共有する「共用型」があります。いずれの場合も以下の基準を満たしている必要があります。

- ① 指定基準に適合する設備、技術、管理組織
- ② 自動車検査設備
- ③ 自動車検査員

1. 自動車検査設備

- ① 保安基準に適合するかどうかの検査を実施するために必要な屋内作業場を事業地内に有していること。
- ② 検査用機械器具は、対象とする種類の自動車を検査することができるものであって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうち、四輪以上の自動車が含まれていない場合には（イ）、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合には（チ）軽油を燃料とする自動車のみに限られる場合には（ハ）及び（ト）を備えなくてもよい。
 - （イ）ホイール・アライメント・テストまたはサイドスリップ・テスト
 - （ロ）ブレーキ・テスト
 - （ハ）前照灯試験機
 - （ニ）音量計
 - （ホ）速度計試験機
 - （ヘ）一酸化炭素測定器
 - （ト）炭化水素測定器
 - （チ）黒煙測定器またはオパシメータ
- ③ 検査用機械器具は型式認定（旧型式認定）のもの、または JATA の証明を受けたものであること。

2. 作業場の面積

- ① 屋内現車作業場の面積は、認証基準に基づく「車両整備作業場」および「点検作業場」の面積以上を要します。
- ② 「その他の作業場」は屋内現車作業場の基準面積のほかとします。
- ③ 「完成検査場」は屋内現車作業場の基準面積のほかとします。

■ 屋内現車作業場の面積に関する基準

項 目		屋内現車 作業場 (車両整備作業場 及び点検作業場の 面積以上)	車両置場 屋内現車作業場 ×0.3	完成 検査場
対象とする自動車				
普通自動車分解整備事業	対象とする自動車に普通自動車が含まれるもの。	130㎡以上	39㎡以上	(必要面積は各地区の振興会にお確かめ下さい。) 対象とする車両の検査ができる面積
	・車両総重量が8ton以上のもの ・最大積載量が5ton以上のもの ・乗車定員が30人以上のものに限る			
	対象とする自動車に大型特殊自動車または普通自動車が含まれるもの。	100㎡以上	30㎡以上	
	・最大積載量が2tonを超えるもの ・乗車定員が11人以上のもの ・上欄に掲げるものは除く			
	対象とする自動車に普通自動車が含まれるもの。	72㎡以上	21.6㎡以上	
	・貨物の運送用に供するもの ・散水自動車/広告宣伝用自動車 ・霊柩自動車その他特殊の用途に供するもの ・上二欄に掲げるものは除く			
	その他のもの			
小型自動車分解整備事業	対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの。	64㎡以上	19.2㎡以上	
	対象とする自動車が二輪の小型自動車および軽自動車であるもの。	35㎡以上	10.5㎡以上	
	対象とする自動車が二輪の小型自動車であるもの。	21㎡以上	6.3㎡以上	
軽自動車分解整備事業		35㎡以上	10.5㎡以上	

備考：車両置場は工場の入口通路は認められません。

3. 自動車検査員

自動車検査員は事業場ごとに選任します。検査員の資格は下記の通りです。

- ① 整備主任者として1年以上の実務経験を有し、かつ、適切に業務を行っていた者であって、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長の行う教習を修了したもの。
- ② 自動車検査官の経験を有するもの。
- ③ 軽自動車検査員の経験を有するもの。
- ④ 自動車検査独立行政法人第14条の審査事務を実施するものとして自動車の審査業務の経験を有するもの

■ 指定基準

従来、指定工場における設備、技術、管理組織については、認定規則5条、6条の基準に適合し、「認定規則の運用について」に準じて取り扱う旨、「指定自動車整備事業規則等の取扱いについて（依命通達）」に規定されていましたが、平成14年7月1日付で、同通達が廃止され、9月1日施行で「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」が新たに通達されました。内容的には、「指定規定等の取扱いについて」「認定規則の運用について」「一種整備工場、二種整備工場の認定の取扱いについて」の通達から指定工場に関する事項を統合した内容です。

指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査基準

平成 26 年 7 月 28 日から施行

番号	項 目	審査の基準	備 考
1-1	工 員 数	4人以上	但し、大型車の場合は 5 人以上
1-2	整 備 士 数	2人以上	自動車工の内の整備士数(自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く)
1-3	整 備 士 保 有 率	1/3人以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4	屋 内 現 車 作 業 場	道路運送車両法施行規則別表第 4 の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする
1-5	そ の 他 の 作 業	◎	機械加工、原動機・塗装・鍛冶等の各作業場
1-6	車 両 置 場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。aは当該事業場の屋内現車作業場面積
1-7	完 成 検 査 場	◎	屋内
1-8	オイルバケットポンプ	○	
1-9	ホイールバランス	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業所にあつては必要
1-10	フ リ ー ロ ー ラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る(可搬式のものであっても可)
1-11	ラジエータキャップテスト	○	
1-12	電 子 計 測 機 器	△	外部診断器等
1-13	検 車 装 置	○	検車台・リフト・ビット等

- (注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していなければならない、その面積は屋内現車作業場の基準面積の外とする。
 2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。
 3. △印は、保有が望ましいことを示す。

(2) 指定申請の必要書類と手続

■指定の申請書類

- ①指定申請は各陸運局長を経由して、地方運輸局長が行います。
 ②申請は、陸運支局で受け付けていますが、実質的には地区整備振興会が窓口となっています。
 ③申請には次の申請書類が必要ですが、様式が決められているものもあり、整備振興会に用意されています。尚、陸運支局により書類が異なるケースもあります。

必 要 申 請 書 類	認証→指定	認証→特定指定
① 指定申請書(1号様式)	○	○
② 整備用主要設備機器一覧表(5号様式)	○	○
③ 自動車検査用機器一覧表(2号様式)	○	○
4 同上精度試験成績表(写)	○	○
5 完成検査場平面図1/50	○	○
6 親工場の完成検査場平面図1/50		○
7 親工場の検査成績表・較正結果証明書(写)		○
⑧ 共同設備使用届(4号様式)		○
9 自動車検査用機器使用契約書(写)		○
⑩ 特定指定工場一覧表(11号様式)		○
11 事業者及び事業者の沿革	○	○
12 認証書(写)	○	○
13 事業者組織図	○	○
⑭ 自動車検査員選・辞任届(3号様式)	○	○
15 貸借対照表及び損益計算書	○	○
16 事業場平面図及び設備機器配置図	○	○
⑰ 車検成績表(7号様式)	○	○
18 指定整備記録簿	○	○
19 親工場の指定書		○
20 使用帳票類一式	○	○

(注) 番号欄○印は様式が決められています。

■指定を取得するための流れ(フローチャート)

指定自動車整備事業を取得するまでの一連の流れについてまとめると次のようになります。



■ 指定業務内容

民間活力の一層の活用を図るため指定自動車整備事業の業務範囲の拡大と作業の合理化のための制度改正が行われました。その内容と特長を下記に整理しました。

①中古新規検査

抹消登録された乗用自動車等の新規検査。

②継続検査の再検査

陸運局の検査で不合格となり限定自動車検査証が発行された自動車の再検査については指定工場で所定の点検整備を実施し完成検査を行った場合は陸運局への現車提示が省略できるようになりました。

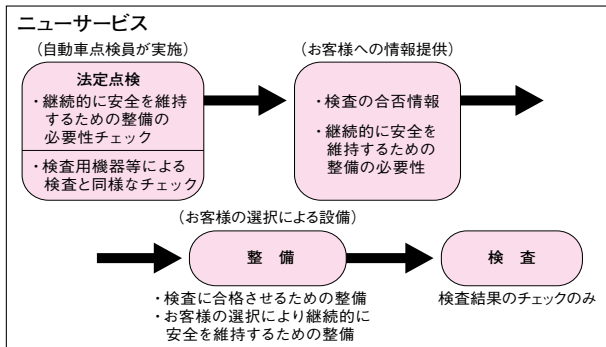
③完成検査の省略

自動車検査員が基準により点検を行い「その結果保安基準に適合すると認めた部分については、その後実施された整備が当該部分の保安基準適合性に影響を及ぼすものでなければ、検査において保安基準に適合するものとみなす」となりました。

即ち、検査員が点検を行い保安基準適合性がOKならばその部分の検査を省く事ができます。

④ニューサービスの導入

点検の際、検査と同様なチェック。検査の可否情報をユーザーに提供することにより自ら整備内容を選択できるサービスの導入がされました。



⑤複数検査員による検査の導入

複数の検査員による1台の車両の検査が可能となりました。

⑥独自に検査施設を持たない工場でも、共同の検査施設を使用することで指定の取得が可能になりました。

（検査設備共有使用における指定取得要件）

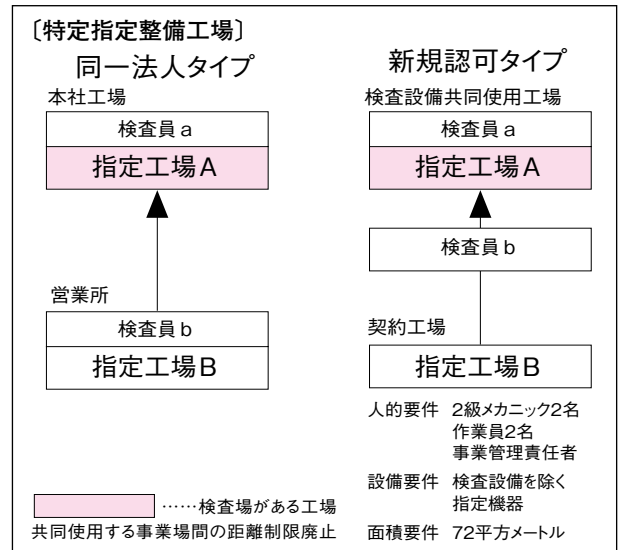
●面積要件

検査設備を共有使用するため検査場の面積だけ不要。

●人的要件

有資格のメカニック数、作業員数、事業管理責任者、検査員数は従来通り。

事業管理責任者の役割が変更（常駐している者から検査設備の使用状況、保守管理を実施する者に）



⑦技術要件（車検成績）

月平均車検持ち込み台数（車検持ち込み総数／時間（月））

は原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検台数は、車検持ち込み総数の3%以下であること。

	最近2カ月	最近3カ月	最近4カ月	最近5カ月	最近6カ月
月平均車検持ち込み台数	30台以上	20台以上	15台以上	12台以上	10台以上

⑧検査場で作業・調整が可能な範囲

項 目	検査員が行なえる作業	完成検査場で行える作業
点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成7年運輸省告示342号）に例示してある点検作業の範囲	・「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成7年運輸省告示342号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換または補充作業	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否） ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナー・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビューター・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイヤー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など）	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否） ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナー・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビューター・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイヤー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など） ・タイヤの空気圧の調整
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの調整 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整	

・検査機器を用いて行う検査（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器により行う検査を除く）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。

・検査機器を用いて行う調整及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業を行うことは差し支えない。

車体整備業の特殊認定

車体整備については、優良認定制度の特殊整備工場（車体整備作業一種・二種）と業界の自主制度である推奨工場および優良自動車塗装工場などがあります。

(1) 第一種、第二種の認定基準

■ 車体整備工員数

車体整備工員とは、車体整備作業に従事している者で、板金工、塗装工、主任技術者、検査工、見習工等を指します。ただし、一時的に雇用するもの、常時作業を請け負っているものは含まれません。また、事業場管理責任者は、一種については車体整備工員数には含みませんが、二種については、車体整備作業に従事している場合であって、事業場管理責任者としての業務が確実に実施できる場合には工員数に含めることができます。

なお、認証（指定）関係の工員は重複して車体整備工員数に含めることができません。

■ 車体整備士数

一覧表に示す通りです。二級または三級整備士等は含みません。

■ 機械工具

車枠矯正装置は運輸省が認定したものでないと設置しても認められません。「カロライナは認定商品です」

■ 塗装作業場

その他の作業場と防火壁等によって仕切られていてはなりません。

■ 完成検査場

面積については特に規定されていませんが、完成検査を行うのに十分な面積が必要であり、床面は舗装されている必要があります。

なお、指定自動車整備事業の完成検査場または、認証の点検作業場と兼用しても差しつかえありません。機器類についても同じです。

■ 車体整備作業（一種、二種）の優良認定基準

種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備 考
A	1	工 員 数	5人以上	3人以上	車体整備作業に従事する工員数
	2	整 備 士 数	2人以上	2人以上	自動車車体整備士
B	1	屋 内 現 車 作 業 場	60㎡以上	50㎡以上	現車についての車体整備作業を行う場所のみとし、最低1両分の塗装作業場を含み、その他の作業場、完成検査場及び洗車場を除く。
	2	そ の 他 の 作 業 場	◎	—	機械加工、木工、鍛冶等の各作業場、機器は一箇所に集中されなくてもよい。
	3	車 両 置 場	a×0.3以上	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。aは当該事業場の屋内現車作業場の面積
	4	完 成 検 査 場	○	○	屋内
	5	洗 車 場	○	○	
C	1	洗 車 機 器	○	—	スチーム・クリーナ、カーワッシャー等
D	1	アーク溶接器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器を含む。
	2	点 溶 接 器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器がある場合にはなくてもよい。
	3	ガ ス 溶 接 器	○	○	
	4	車 枠 矯 正 装 置	○	—	自動車を固定し、車枠の曲り、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの。
	5	車 体 修 正 機	—	○	自動車を固定し、又は修正機を保持具により自動車の固定して車体の変形を修正できるもの。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。
E	6	板 金 用 油 圧 機 器	○	○	ポートパワー等
	7	板 金 定 盤	○	○	
	8	板 金 工 具 一 式	○	○	
	1	ス コ ヤ	○	—	大型のもの
F	1	ボ ー ル 盤	○	—	卓上用のものでも可
	2	ポータブルグラインダ	○	○	板金用のもの
	3	サ ン ダ	○	○	板金用及び塗装用各1
	4	ポ リ シ ャ	○	○	
G	1	塗 装 機 器	○	○	スプレーガン等
	2	塗 装 乾 燥 装 置	○	○	赤外線、ガス等の強制乾燥機(250W×12灯クラス以上)
H	1	ヘッドライト・テスト	○	○	
	2	ホイール・アライメント・テスト	○	—	可搬式にても可
	3	フレーム・センタリング・ゲージ	—	○	測定のため自動車の保持具等を含む。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。
	4	トラム・トラッキング・ゲージ	—	○	車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。

(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係わる作業を行うために十分な面積を有していなければならないことを示す。
2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

■ 通路の面積

通路は原則として作業場等の面積に含めることができません。ただし、屋内作業場の面積が60㎡未満の事業場（二種の一部が該当）で車両の通行が整備作業に著しい支障

を及ぼさない場合は、当該通路部分を作業場等の面積に含めることが可能です。

(2) 認定の申請

優良自動車整備事業者の認定は運輸局長が行いますので、申請は陸運支局に提出しますが、本申請前に日本自動車車体整備協同組合連合会（日車協）で次表のような事前調査を行いますので、協会各支部によく相談する必要があります。

日本自動車車体整備協同組合連合会（日車協連）
住所：〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1第3東ビル
電話：03-3866-3620

■ 申請必要書類名

1. 優良自動車整備事業者認定申請書
(各記載事項を満たしている事)
2. 必要添付書類
 - (1) 事業者及び事業場の沿革
 - (2) 認証書の写し等（既得の認定書、指定書の写を含む）
 - (3) 車体整備及び検査用の主要設備・機器一覧
 - (4) 事業場平面図、作業工程図、主要機器配置図
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書
 - (6) 事業場の組織図
 - (7) 車体整備実績表（最近3ヶ月における1ヶ月平均）

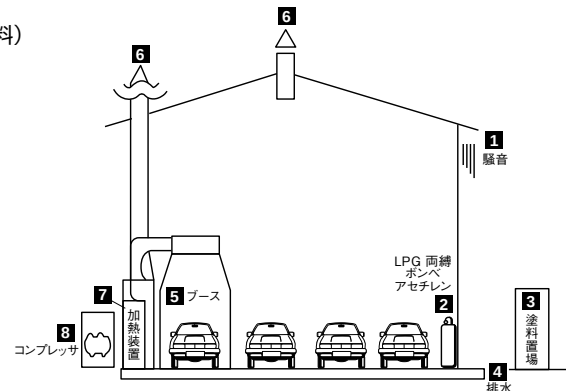
● 日車協編車体整備工場の認定申請案内書より

①	特殊申請申し入れ	(注)申し入れ用紙は各支部に備えつけ、手数料払い込み
②	申請用紙等の資料交付	支部により、同時に担当「地方認定委員」名も通知
③	本部・地方認定委員への連絡	(協会の内部連絡)
④	指導申し入れ	各支部に日車協会長から委嘱された「地方認定委員」がおり、要請があれば、1回に限り現地指導を行う。以後の出向指導は有料となる
⑤	本部・地方認定委員への連絡	
⑥	指導完了報告	(協会の内部連絡)
⑦	本部の現地調査	⑤の指導完了後、本部より現地に出向調査を行い、調査結果を「中央認定委員会」で検査を行う。
⑧	日車協会長名の(証)交付	申請書の内容と現地の状況が合致している旨の(証)
⑨	本申請(陸運支局整備課窓口)	(証)を申請書正本に添付、原則として書類審査のみで認定許可になる。

(注) 地区に依っては支部でなく本部に直接申し入れを行う区域もありますので、一応担当支部に問い合わせる必要があります。

車体整備工場「塗装ブース」設置に伴う関係法規届出(参考資料)

規 制 法 規	届 出・申 請	届 出 先
1 騒音規制法	特定施設設置届	公 害 課
2 消防法	火を使用する設備等の設置(変更)届	消 防 署 予 防 課
3 消防法	少量危険物設置届	消 防 署(局)
4 水質汚濁防止法	特定施設設置届 (門型洗車機)	下水道局 71号 申請 (自動車両洗浄機)
5 労働安全衛生規則 有機溶剤中毒予防規制	有機溶剤設備等設置届 機械等設置届	労働基準監督署
6 悪臭防止法 大気汚染防止法	局所排気装置等特例許可申請	公 害 課
7 労働安全衛生規制	機械等設置届 乾燥設備設置届	労働基準監督署 消 防 署(局)
8 騒音規制法 労働安全衛生規制	特定施設設置届 第二種圧力容器設置届	公害課→7.5kw以上 労働基準監督署



■ 各種作業主任者資格

危険物取扱者(保安監督者)

…… 塗料の危険性・火災予防等の指導：都道府県(消防庁)

有機溶剤作業主任者

…… 有機溶剤作業に従事する作業者の指導：(財)県労働安全衛生協会連合会

乾燥設備取扱作業主任者

…… 乾燥設備取扱指導、設備の点検・改善・管理および災害防止の指導

：(財)県労働安全衛生協会連合会

公害防止管理者

…… 公害防止の管理：公害課

ガス溶接作業主任者

…… ガス溶接作業に従事する作業者の指導：(財)県労働安全衛生協会連合会

～労働安全衛生法施行令等の改正～

1 蒸気の発散源対策

エチルベンゼンの蒸気に作業者が暴露することを防止するため、次の措置を講じる必要がある。

- ① エチルベンゼンが発散する屋内作業場での発生抑制措置（発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置）
- ② 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届出等
 - ・構造、性能等について一定の要件（制御風速など）を満たすこと
 - ・1年以内ごとに1回の定期自主検査、メンテナンス後等の点検が必要
 - ・設置計画の届出（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要）

2 作業環境測定

エチルベンゼン塗装業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善が必要となる。エチルベンゼンだけでなく、有機溶剤中毒予防規則で測定が義務付けられた有機溶剤についても同様に測定する。主な内容は以下の通り。

- ・6ヵ月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定士による作業環境測定を実施する
- ・測定結果を一定の方法で評価し、評価結果に応じて適切な改善を進める
- ・測定の記録及び評価の記録は保存する

作業環境測定とは、労働安全衛生法で「作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む）」と定義されており、特定化学物質を取り扱う事業場では、国家資格の作業環境測定士が調査、分析を行う。実際に作業環境測定を依頼できる事業者は、各自治体の労働局で作業環境測定機関として登録されているので、そちらを参照してもらいたい。

整備工場開設について

(1) 建築基準法

整備工場を新設または建て替ようとする時さまざまな法の規制を受けます。

市町村による条例もあるため、事前に市・町・村役所等に確認しておくことが必要です。

規制のなかで最も影響が大きいのは、建築基準法といえるでしょう。

この法律では、まず『建築物を建築しようとする場合において、当該工事に着手する前にその計画が当該建築物の敷地、構造及び建築整備に関する法律、並びにこれに基づく命令及び条例に適合するものであることについて、確認の申請書を提出し建築主事の確認を受けなければならない』と規定しています。

つまり、事前にその建築物が合法かどうかのチェックを受けることを義務付けているわけです。

次に同法では、土地の合理的利用を図るため、「用途地域の指定」という制度を設けています。

この制度は、地域によって建物の用途別に建築できるものとできないものを定めたり、建ぺい率や容積率などに一定のワクをはめています。

特に工場については、まわりへの影響が大きいいため厳しく地域制限されています。

自動車整備工場の場合、建築の用途として「自動車の整備」あるいは「自動車の点検・修理場」としてチェックを受けることが必要です。また、地域により次の一覧表のように制限されています。

■ 用途地域区分別の整備工場建築の可否

用途地域	条 件	可否
第1種・第2種 低層住居専用地域	工場はすべて不可	×
第1種・第2種 中高層住居専用地域	同 上	×
第1種住居地域 第2種住居地域 ①	原則として不可。ただし、条件付きで床面積50㎡以下の工場は認める。	△
準住居地域 ②	原則として床面積150㎡以下の工場可。	△
近隣商業地域 ③	原則として床面積300㎡以下の工場可。	
商業地域	同 上	○
準工業地域	原則可 制限無し	○
工業地区	同 上	○
工業専用地区	同 上	○

※ ①行政との協議が必要

※ ①②③原動機の制限の緩和については行政との協議が必要

(2) 関係法令の規制

建設基準法以外に整備工場と係わりの深い法令をまとめてみました。

■ 都市計画法

●市街化調整区域

市街化調整区域内では整備工場を建設することができません。

●都市計画道路

道路巾拡張の予定がある場合、その分後退して建てなければなりません。

■ 高圧ガス取締法

高圧ガスによる事故を防止するための法律で取扱方法等について規制しています。

整備工場では、責任者を決め都道府県へ届出等をしなくてはなりません。

■ 消防法

火災の予防等を図るための法律で、管理等に厳しい基準が設けられています。整備工場ではシンナーや塗料等が規制の対象となり都道府県への届出が必要となります。

【建築物防火設備について】

工場を建築する場合、建物の大きさにより防火規制があり、また建物の構造も規制があります。

延床面積	消火設備
150㎡以上	消火器を設置
500㎡以上・ 2階以上で200㎡以上の場合 又は地下	●泡消火設備 ●二酸化炭素消火設備 ●ハロゲン消火設備 ●粉末消火設備 以上のいずれかを設置

※地域により異なりますので、地元の消防署へご相談ください。

【危険物貯蔵規制】

消防法第9条の3および10条にて危険物の貯蔵について規制数量が定められており、これを指定数量といいます。

種 類	指定数量	品 名	
A 第一石油類	200L	ガソリン	上塗塗料、硬化剤、シンナー、ブラサフ、その他
B 第二石油類	1,000L	灯油、軽油	リターダ、コンパウンド、ソフトナー、その他
C 第三石油類	2,000L	重油	
D 第四石油類	6,000L	ギア油、マシードイル、 シリンダ油、エンジンオイル	

同一場所で2種類以上を貯蔵・取扱う場合、以下の計算式により得られた値が1以上の場合は「危険物貯蔵所」として、また1未満0.2以上の場合は「少量危険物取扱所」として届出・許可が必要になります。

【計算例】

$$\frac{Aの貯蔵量}{Aの指定数量} + \frac{Bの貯蔵量}{Bの指定数量} + \frac{Cの貯蔵量}{Cの指定数量} \begin{matrix} > \\ < \end{matrix} 1$$

■ 振動規制法

整備工場等から発生する振動を規制するための法律で、地域により規制基準がさだめられています。

対象		原動機の定格出力7.5kw以上の空気圧縮機 3.7kw以上のファンを設置する場合	
時間帯	昼間 AM5,6,7,8～ PM7,8,9,10	夜間 PM7,8,9,10～ AM5,6,7,8	備考
地域区分			
第1種地域 (住居専用地域)	60～65	55～60	学校・保育園・ 図書館・病院の 周囲50m以内で は左記の値から 5デジベル引い た値以上とする ことができる。
第2種地域 (住・商・工業地域)	65～70	60～65	
判定	敷地の境界線にて測定。（単位：デシベル）		

■ 騒音規制法

整備工場等から発生する騒音を規制するための法律で、特に車体整備工場では注意が必要です。

【騒音規制基準】

工場等において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。

時 間 地 域	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第1種住居専用地域 第2種住居専用地域	50	45	40
住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

- ※ 騒音の測定の地点は工場等の敷地境界線上の地点とする。(単位:デシベル)
- ※ 各都道府県の公害防止条例の規制を確認してください。
- ※ 特に、学校病院等が近く(直線距離50m以内)にある場合は、更に厳しくなっています。

■ 悪臭防止法

【悪臭防止法の概要】

目的	悪臭の規制、悪臭防止対策の推進により生活環境を保全する。
規制地域	都道府県知事による悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
規制基準	特定悪臭物質規制 悪臭物質の種類毎に総理府令に依り都道府県知事が定める (1)敷地境界線(第1号規制):大気中の濃度の許容限度 (2)気体排出口(第2号規制):流量又は気体排出口の濃度の許容限度 (3)排水(第3号規制):排水水中の濃度の許容限度
	臭気指数規制 特定悪臭物質の基準に代えて臭気指数による許容限度を総理府令に依り都道府県知事が定める (1)敷地境界線(第1号規制):大気の臭気指数の許容限度 (2)気体排出口(第2号規制):臭気排出強度又は気体排出口の臭気指数の許容限度 (3)排水(第3号規制):排水水中の臭気指数の許容限度
測定及び報告、検査	●市町村による特定悪臭物質、臭気指数の測定 ●事業者への報告の求めと立入検査 ●総理府令で定める者に測定の委託が可能
改善措置の勧告、命令	主体:市町村 ・改善勧告:規制基準違反+住民の生活環境を損なっている場合 ・改善命令:勧告に従わない場合(命令に従わない場合は罰則) (勧告及び命令は、小規模事業者の事業活動に及ぼす影響に配慮)
悪臭防止の推進	●水路等における悪臭の防止 ●悪臭が生じる物の焼却の禁止 国民の責務:日常生活に伴う悪臭の防止 地方公共団体及び国の責務:悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策の推進

■ VOC 規制

VOC 規制のポイント

● VOC 排出施設とは

1. 塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付施設
2. 工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設

一つの建屋の中に複数の VOC 排出施設がある場合や、各種の設備が混在する場合でも、それぞれの VOC 排出施設が対象施設であり、建屋全体を対象施設とすることはない見込み。

●「排出口」とは

建屋内の換気の目的として「VOC の排出」が含まれる場合には、換気扇等の開口部は排出口に該当する。

● 配慮すべき事項

規制の対象は、中小企業であるかどうかではなく、VOC の排出量が多い施設。

● VOC の測定方法等

FID(水素炎イオン化検出器)を用いた炭素換算で全 VOC を測定。

測定回数は年に1~2回程度。

測定者の資格要件は特に無し。(法第17条の11)

● その他の規定

事業者の責務(法第17条の13)として、規制対象でなくとも事業者は VOC の排出状況の把握、VOC 排出の抑制のために必要な措置を講じる。

国民の努力義務(法第17条の14) VOC 使用量の少ない製品の選択。

(3) 排水関連の規制

排水に関する規制は工場・事務所からの排水基準があります。規制される対象としては、特定施設(自動式車両洗浄装置が該当)より排出される排水が(一般生活排水も含まれる)、1日当たり50m³以上排出される場合に排水基準の適用を受けます。なお、整備工場・ガソリンスタンドを開設する場合は、必ず油水分離槽の設置が必要です。

【排水基準】

	環境基準		水質項目	規制法令	水質汚濁防止法	下水道法	
	河川	海域				処理場放流基準	下水排水基準
生活環境に係わる項目	(AA)6.5~8.5 (E)6.0~8.5	(A)7.8~8.3 (B)7.0~8.3 (C)7.0~8.3	水素イオン濃度(pH)		海域5.0~9.0 海域以外5.8~8.6	5.8~8.6	5.1~8.9 (5.8~8.6)
	(AA)1 (E)10	—	生物化学的酸素要求量(BOD)		120	河川に放流する処理場に適用20	600 (300)
	—	(A)2 (B)3 (C)8	科学的酸素要求量(COD)		120	海域に放流する処理場に適用30	(300)
	(AA)25 (E)ゴミなし	ホルマン・ヘキサン 検出されないこと	浮遊物質質量(SS)		150	70	600 (300)
			油・動植物油		5 30	5 30	5 30

※地区により条例が異なる場合がありますので、地区役所にてご確認ください。

■ 高圧線等の架空線の有無

○高圧線がある場合、電力会社に確認が必要です。

整備工場設計ガイド

工場設計の基本要件

1. 「見せる整備」を基本としたレイアウト
2. 効率重視のレイアウト 回転の速い作業は入口に
3. 作業内容が共通する作業ストールを隣接させる。
4. 部品庫・収納スペース・トイレ等はメカニックの動線を検討し配置する。

整備・点検作業場（認証基準該当項目）

認証基準で作業場の間口・奥行き・面積が決められており、この基準を満たしながら、整備作業を行なうための十分なスペース、車両の出入り等を考慮した機能的なレイアウトが必要です。

基準空間の決定

●問口

車両幅+ドア開口時 0.5m 左右で 1m 以上を確保
大型車は 車幅+2.5m 以上 (6.0m)

●奥行き

小型車 壁面から 1.5m 以上下げて車両全長 + 1m 以上
大型車 壁面から 3m 以上下げて車両全長を確保
…大型車事例・図 1 参照
但し 車両前方に作業台、部品置場等を設けた場合はその
位置から上記寸法が必要です。

作業場の広さとレイアウト

- ①必要な作業ストール数
- ②レイアウトと工場内通路の決定（作業別ストールの位置検討）
- ③車検・点検作業場は外周点検・整備が伴い、ドアを解放しても十分なスペースを確保します。
- ④部品整備作業場、油脂庫、洗車場の適正な配置
（個別の機能・寸法は18・19・20 ページ参照）
- ⑤駐車場、待合室、事務所の位置関係

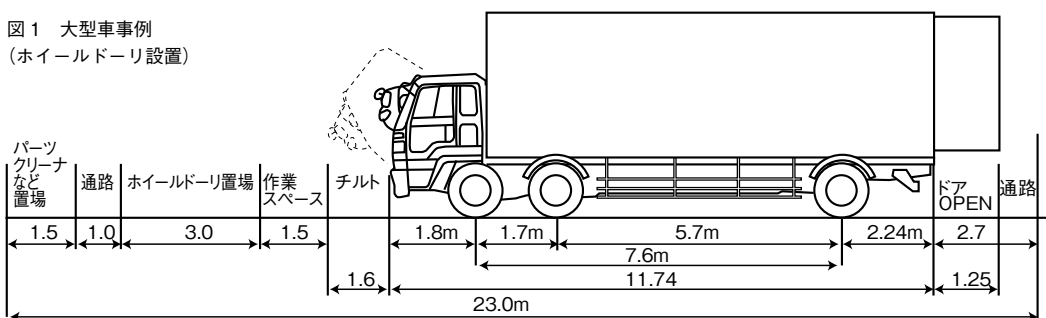
作業用設備と付帯設備の検討

- | | |
|--------|---------------------------------|
| ①作業リフト | 作業内容、車種にマッチした機種を選択
リフト装備率の検討 |
| ②作業用 | 動力源の配置（エアー・電気・水・オイル） |
| ③照明設備 | 作業内容、作業場所に必要な照度・器具・取
付け位置の検討 |

その他 検討事項

- ①壁・柱の位置・天井の高さ
②床材・カラーリング等の検討

図1 大型車事例
(ホイールドーリ設置)



作業場の天井の高さ

作業場の天井の高さは、入庫する車種（大型車な特装車を確認）・リフトの
 揚程・機種等により決定し、作業に支障のない余裕をもたせます。

基準高さの算出計算

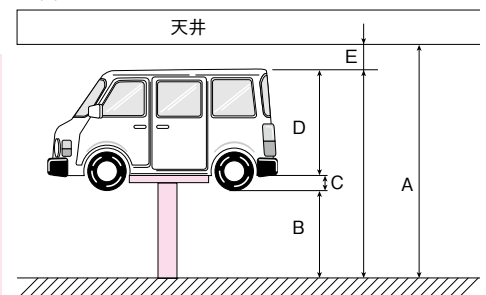
$$\text{リフトの最大揚程 (B)} + \text{対象車両の全高(D)} + \text{余裕の高さ(30~50mm) (E)} - \text{車両の最低地上高さ (C)}$$

※1.8m (機種による揚程を確認) ※バネルバン・特装車・ルーフキャリアの高さを確認 ※リフトを最大高さまで上げた位置で天井までの余裕高さ

||

天井高さ (A)

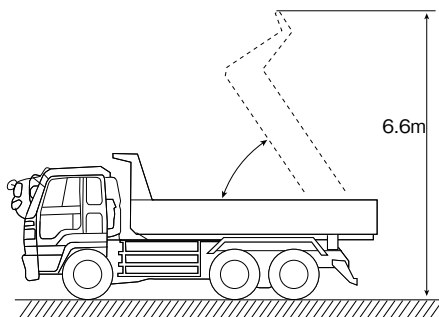
图 2



●チェックポイント

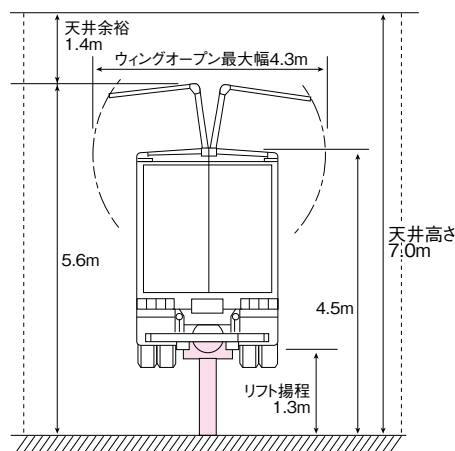
- ①工場内の照明・消化設備・冷暖房用ダクト・各種配管類の配置とリフトの配置を立体的に確認して下さい。
- ②大型車・特装車が対象の場合は対象車種の全高を全て確認してください。
*ダンプアップ・ガルウイングを上昇の高さを含む

図3 大型ダンプ車の天井の高さ



- ③出入口にオーバースライダを採用した場合は、室内収納部の高さを確認

図4 大型ウイング車の天井の高さ



完成検査場（屋内） 指定基準該当項目

完成検査場は指定基準に定められた面積と検査機器の設置が必要です。ニューサービス導入による点検・整備・検査の流れの変化により、お客様への情報提供、整備選択のアドバイス等のために完成検査場とお客様を近づけることが求められています。お客様に見易く判り易い検査機器、検査を見せるためのスペースなど新たな試みが必要です。

基準スペース（指定基準）

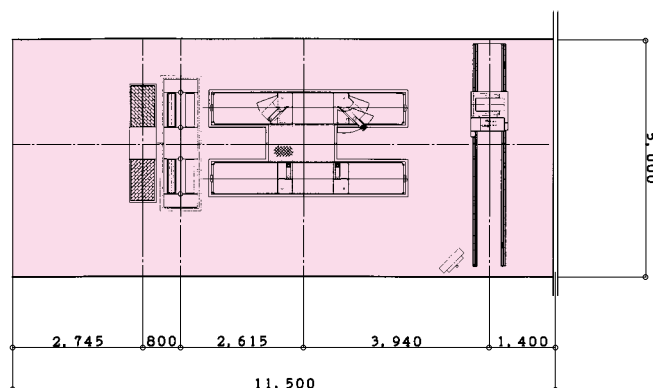
普通車（大型・中型）	間口6m 奥行12～15m
普通車（小型）	間口5m 奥行10m以上
天井高さ	対象車種の最高高さ+検査用リフトの揚程で高さを決定します。 (大型車は特装車の入庫有無の確認)

●チェックポイント

1. 助走路を通路と兼用できます。(水平仕上げが条件です)・屋外でも認められます。
2. 検査場に検車用リフト・ピットを設置すると検査効率化、品質向上につながります。
3. 完成検査場はお客様から見やすく、車検整備作業スペースに近い位置が最適です。
4. 大型車対象の完成検査場は、多様な車種に適応する機器・レイアウトを検討してください。
5. 最近増加している、フルタイム4WD車対応を検討に加えてください。

●レイアウトのポイント

1. 奥行が長いと、通過方式が安全・効率的です。特に大型車は通り抜けをお勧めします。
2. 小型車が対象で奥行が取れない場合は・BSテストをツインにすると移動距離が少なくなり全長を短縮できます。
3. サイドスリップテストは後輪測定のために一番手前に設置することをお勧めします。*小型車を対象の場合
4. 完成検査場に雨水の吹き込み、工場・通路からの排水が逆流しないよう配慮して下さい。
5. 吊り下げ型メータが、太陽光で見づらくならない配置が必要です。
6. 灯火類を確認する為のアドバイスミラーの設置が有効です。
7. 下廻り点検用に照明機器を設置して下さい。



部品整備作業場（認証基準該当項目）

認証基準で決められた面積を確保することは勿論ですが、大型車を対象とする場合は重整備ストールに接近したレイアウトが効率的です。エンジン・ミッション、

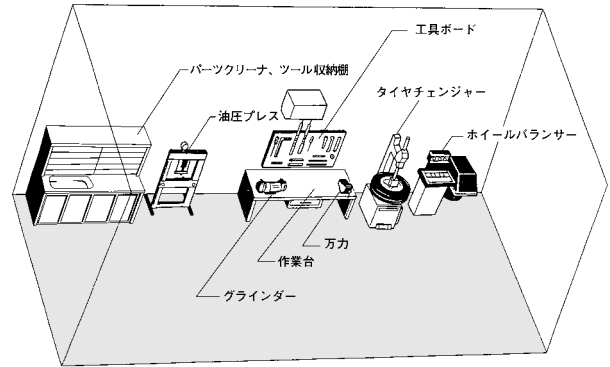
足回りの分解・組立作業の出来るスペースと関連機器が配置出来るスペース・レイアウトを考慮します。

基準スペース（認証基準）

普通大型：12 m² 普通中型：12 m²
普通小型：10 m² 普乗・小四：8 m²

●チェックポイント

1. 共用工具収納棚等を設置し、整理・整頓を徹底させます。
2. オイル・カーボン等汚れやすいスペースです、床洗浄をする水栓・排水を考慮します。
3. 細かい作業が行われる作業台上は明るい照明が必要です。



附帯設備スペース

部品庫

（建築基準・消防法）

工場規模・対象車種・作業内容に加えて部品の配送体制等の条件を十分に検討し適正な部品在庫内容、在庫量を決定し、部品庫、部品棚による保管等基本条件を決定します。部品庫を設置する場合は格納スペース・入出庫スペース・通路が必要です。

●基準スペース（規模により算出し決定）

- * 部品販売会社と相談して下さい。
- * 返品部品・クレーム部品の保管場所も考慮します。

●チェックポイント

1. 広いスペースを取らない事 在庫が増加する・維持費が掛かる・移動の無駄
2. 部品 配送体制を考慮します。
3. 規模の拡大・在庫の増加は立体化して対応します。積層棚の導入
4. 間口を広く取り大物部品の出し入れがしやすくします。
5. 工場・フロントの近くに配置します。
6. 照明は明るく、効率的な配置します。

油脂庫

（建築基準・消防法）

油脂庫は危険物（油脂類）の保管庫になりますので、消防法に基づいた建築が必要となります。油脂の種類、容量により「危険物貯蔵所」「少量危険物取扱所」としての構造と届出が必要です。油脂量が多い場合は搬入車両が出入り可能な配置を検討して下さい。

●基準スペース 3 m²以上

●チェックポイント

1. 油脂庫スペースは、貯蔵する油脂（危険物）の種類、容量を決めて、検討します。

2. 集中給油・廃油システムを導入する場合は、ポンプ等の収納スペースを確保します。
3. 集中給油システムを導入する油脂庫の天井高は2.5m以上確保して下さい。
4. 廃油は業者の搬出を考慮し、地上（地下タンク）の設置をお勧めします。
5. 油脂庫の構造は当社・建築事務所を相談の上決定して下さい。
6. 第1種（ガソリン・シンナー）第2種（洗油・灯油）は保管できません。
7. 電気器具類はすべて防爆仕様となります。
8. 出入口はドラム缶の出し入れが容易な広さを確保して下さい。

コンプレッサー室

（公害防止条例・騒音・振動規制法）該当機器 * 労働基準監督署設置届出

コンプレッサーはエアツール等の動力源として、十分な吐出量・タンク容量を確認し、機種選定をします。建物の状況で「専用室」を確保できない場合は消音・防振型コンプレッサーの導入をお勧めします。

●基準スペース 3 m²以上

●チェックポイント

1. 搬入・搬出用の両開き扉・開口部と通気・排気口を設けます。排気口は隣家との関係を確認した上で決定して下さい。

2. 隣接する住宅、工場内外の騒音の影響、エア配管をなるべく短くできる位置等を配慮して設定場所を決定します。
3. 室内に配置されたコンプレッサーは毎日の点検を忘れられます。扉に点検・確認の大きな表示をして下さい。
4. 塗装作業等でエア容量が必要な場合は予備タンクを設置します。
5. 振動が気になる場合は「振動ゴム」を車輪の下に設置すると効果的です。
6. 圧縮空気には水分・ゴミ等が含まれます。そのままエアツールの使用は不適です。エアフィルター・ドライヤ・エアトランスフォーマーの設置をお勧めします。

洗車場（屋外）

（特定施設届出・許可・水質汚濁防止法）

洗車効率化・サービス品質向上・ユーザーへの洗車サービス提供のために門型洗車機の導入が標準化しています。門型洗車機を使った機械洗車を基本としたスペース・レイアウトをご案内します。

● 基準スペース

間口 5m 奥行 8～10m（小型車）

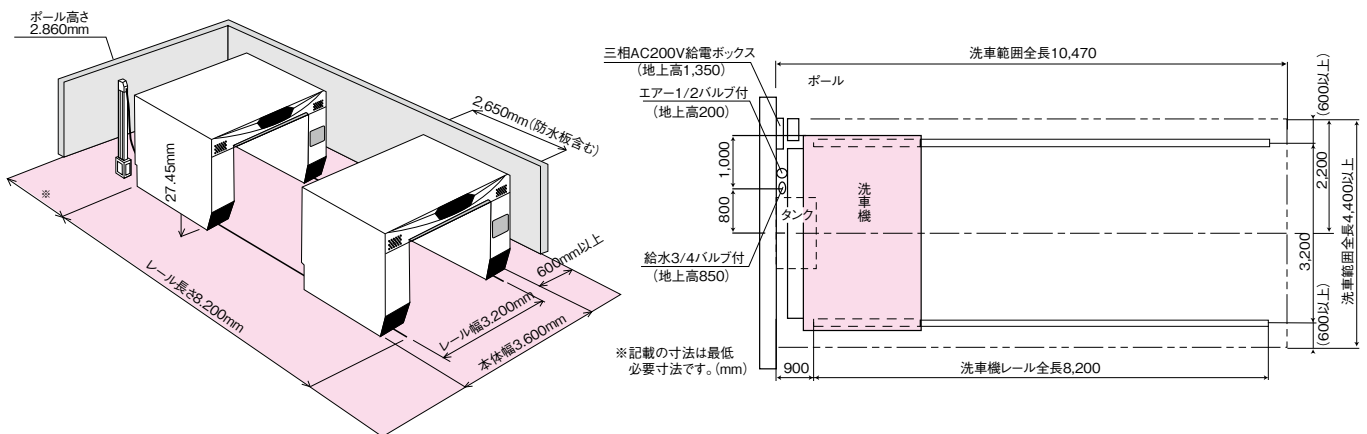
面積 40～50㎡（小型車） 120～150㎡（大型車）

* 予備洗車場

間口 4m 奥行 5m エンジンルーム洗浄ふき取り、室内清掃を効率的に行えます。

● チェックポイント

1. 排水溝・泥溜樹・3層分離層などの排水設備が必要です。
2. 洗車リフト・下部洗浄装置を併設すると理想的です。
3. 隣接して人家、学校等ある場合は防音壁、屋根の設置をお勧めします。
4. 拭き上げ作業に車の周囲に十分なスペースが必要です。



廃棄物置場

（産業廃棄物処理法）

整備工場からの廃棄物は排出処理に基づく、分別方式に沿った廃棄物一時保管場所を設置します。

主な区分は「燃えるゴミ」「タイヤ・バッテリー・バンパー類」「鉄金属」「ペール缶類」「ドラム缶」「LLC」「ガラス」「プラスチック」「ハーネス」「雑ゴミ」「ダンボール」

保管場所 スペース 廃棄物量・引き取りの頻度・金額を考慮して決定します。長尺物の収納を考慮します。

お客様から見えづらい場所の選定もポイントです。

● チェックポイント

1. 屋根、壁を設け雨水を防ぎます。・大型トビラ付で建築してください。
2. 廃棄物に含まれるオイル類の流出を防止します。
3. 廃棄物処理方法を企業としてルール化条件です。業者と契約し定期的処理を行なう。
4. 廃棄物置場に引き取り業者の車両が接近できる位置を選択して下さい。
5. 廃棄物 区分表示をしておきます。

整備工場基本スペース・照明

作業場	基本面積(スペース)			備考	床面仕上げ	照明照度・機器
	普通小型	普通中型	大型			
屋内現車作業場	72㎡以上	100㎡以上	130㎡以上	認証・指定項目	樹脂系床材仕上げ	500Lx以上
天井高さ	3.2m以上	4.0m以上	5.0m以上	認証・指定項目	—	—
工場内通路	6m以上			—	フェロコン	500Lx以上
完成検査場	取扱車種により決定			指定項目	樹脂系床材仕上げ	500Lx以上
部品整備作業場	8㎡	10㎡	12㎡	認証項目	フェロコン	作業台750Lx
油脂庫	約3㎡以上(必要により)			消防法・建築基準法	フェロコン	150Lx以上
コンプレッサー室	約3～6㎡以上(必要により)			公害防止・振動・騒音防止法	フェロコン	300Lx以上
工具室・倉庫・機械室					フェロコン	300Lx以上
部品庫					フェロコン	300Lx以上
洗車場	取扱車種により決定			特定施設・水質汚濁防止法	フェロコン	夜間照明要す
廃棄物置場	約5㎡以上			産業廃棄物処理法	フェロコン	150Lx以上
整備車両用駐車場	屋内現車作業場の1／3以上				浸透型アスファルト	屋外夜間照明

減価償却の処理

(1) 減価償却の意義

減価償却とは、工場設備などで建物や機械設備を購入した際にすべてを費用(購入した年度内)処理していたのでは、よほどの売上げがない限り会社は黒字になりません。そこで、1年以上使用ができ、1件当たり20万円以上(10万円以上～20万円未満は3年で定額処理する事も可能)の建物や機械設備・備品などを購入した際には、一度に費用処理するのではなくいったん資産(償却資産)に計上し、使用する期間(耐用年数)に応じてその費用を公平に配分し、収益との対応を正確にするために行なう処理のしかたを減価償却といいます。このように使用することによって年々価値が減少する有形固定資産(土地は含まない)を減価償却資産といいます。

■ 減価償却資産の範囲

減価償却の対象になる減価償却資産は、税法上次の通り規定されています。

1. 建物および付属設備
(暖冷房設備、電気設備その他建物に付随する設備)
2. 構築物(土地に定着する土木設備または工作物)
3. 機械および装置
4. 船舶
5. 航空機
6. 車両および運搬機
7. 工具、器具および備品
8. 無形固定資産(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業権など)
9. 生物(牛、馬、豚、綿羊、ヤギ、茶樹、リンゴの木、ナシの木など)

(2) 減価償却の方法

①資産の取得に伴う諸費用も償却の対象

減価償却の対象になる価額は、購入代価の額だけでなく、その取得に必要としたすべての費用も含める事になっています。
(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費など)

②一般的な償却方法

一般的なものとして、「定額法」と「定率法」とがあります。有形減価償却資産については、設備の種類ごとに定額法または定率法のいずれか一つを選定し償却することになっています。

1. 定額法とは

毎年同額の償却費を計上する方法で、取得価額に、「償却率」を乗じた額を償却の金額とする方法です。

1年間の減価償却費 = 取得価額 × 定額法の償却率

・残存簿価額は、¥1 迄償却できます。

・定額法の償却率 = $(1 \div \text{耐用年数})$ ですが、最終年に残存簿価が ¥1 となるように調整します。

2. 定率法とは

毎年一定の割合で償却費を計上する方法で、取得価額から償却額の合計額を控除した残額(未償却残額)に償却率を乗じた額を償却の額とする方法です。

1年間の減価償却費 = (取得価額 - 減価償却累計額) ×

償却率 償却率 = 耐用年数に応じた償却率

残存簿価が最終 ¥1 になるよう途中で償却率を調整します。

③同区分内では両方の計算方式を使うことができない。

例えば、同じ物が2つある場合、そのひとつを「定額法」で他方を「定率法」で計算することはできません。定額法にするか定率法にするかは、一区分についてひとつの計算方法しか選べないと定められている区分は次の通りです。

- ①建物 ②建物付属設備 ③構築物 ④航空機
⑤車両および運搬機 ⑥工具 ⑦器具および備品
の7区分です

※ ①及び②は、平成10年以降に取得した物については定額法のみ償却となります。

④償却の範囲

償却資産は耐用年数が過ぎると、まったく価値がなくなってしまうということではなく現物は残るわけですから、100% 償却することはできません。有形減価償却資産については取得価額の ¥1 まで償却を行うことができます。

取得価額 - 減価償却額の合計 = 残存簿価 ¥1

(3) 特別償却

資本金1億円以下の会社が、所定の金額以上の合理化機械や公害防止設備、電子機器利用設備などを取得した場合、普通償却の別枠として、取得価額に対して所定の比率で償却できる特別償却があります。また、会社が任意に法定耐用年数より早く償却する超過償却(有税償却)があります。ただし、任意の償却は認められませんので、税法の償却分を超過する分は、利益の一部として税金を払うことになります。

(4) 自整業の機器の法定耐用年数

①機械および装置の耐用年数

他の資産と違って個々の機械単位に耐用年数は決められていません。業種別に、その業種で通常決定される一連の機械装置にまとめて年数を設定しています。

・自動車整備業用設備 15年

②工具の耐用年数

工具は、測定工具、検査工具、治具、取り付け工具、切削工具などに区分されていますが、自整業の関連あるものだけを列記しますと.....

・測定工具 5年

電気または電子を使用するものを含み、測定・検査に使用するもので、生産工程で使用される可搬式のもので規定されています。

・治具、取り付け工具 3年

治具とは、ネジ切治具、ドリル治具など取り付け工具の中でも、刃物の位置も同時に定める工具のことです。取り付け工具とは、チャック、ソケット、スリーブなど、加工物を機械に取付けるための工具です。

・その他の工具 3年

・上記を区分しないで、一般的に工具をまとめた場合 8年

③器具および備品の耐用年数

12の区分がされていますが、自整業にとくに関連あるのは.....

・試験機器および測定機器 5年

<償却費の計算例と償却率>

●取得価額 100 万円、耐用年数 5 年、定額法償却率 0.200、
定率法償却率 0.4、改訂償却率 0.5、保証率 0.10800

経過年数	定額法		定率法	
	償却費	期末帳簿価額	償却費	期末帳簿価額
1 年	200,000	800,000	400,000	600,000
2 年	200,000	600,000	240,000	360,000
3 年	200,000	400,000	144,000	216,000
4 年	200,000	200,000	108,000 (改訂償却率適用)	108,000
5 年	199,999	1	107,999	1

■ 償却率

耐用年数	定額法による 償却率	定率法による 償却率	定率法による 改訂償却率	定率法による 保証率
2 年	0.500	1.000	—	—
3	0.334	0.667	1.000	0.11089
4	0.250	0.500	1.000	0.12499
5	0.200	0.400	0.500	0.10800
6	0.167	0.333	0.334	0.09911
7	0.143	0.286	0.334	0.08680
8	0.125	0.250	0.334	0.07909
9	0.112	0.222	0.250	0.07126
10	0.100	0.200	0.250	0.06552
11	0.091	0.182	0.200	0.05992
12	0.084	0.167	0.200	0.05566
13	0.077	0.154	0.167	0.05180
14	0.072	0.143	0.167	0.04854
15	0.067	0.133	0.143	0.04565
16	0.063	0.125	0.143	0.04294
17	0.059	0.118	0.125	0.04038
18	0.056	0.111	0.112	0.03884
19	0.053	0.105	0.112	0.03693
20	0.050	0.100	0.112	0.03486
21	0.048	0.095	0.100	0.03335
22	0.046	0.091	0.100	0.03182
23	0.044	0.087	0.091	0.03052
24	0.042	0.083	0.084	0.02969
25	0.040	0.080	0.084	0.02841
26	0.039	0.077	0.084	0.02716
27	0.038	0.074	0.077	0.02624
28	0.036	0.071	0.072	0.02568
29	0.035	0.069	0.072	0.02463
30	0.034	0.067	0.072	0.02366

※ 定額法による償却率は、平成 19 年 4 月 1 日以降取得した物の率です。
※ 定率法による償却率は、平成 24 年 4 月 1 日以降取得した物の率です。
※ 定率法による償却率は、途中で改訂償却率、保証率により償却額が変わり、
最終残存簿価は ¥1 となります。

整備機器類の耐用年数

■ 整備機器類の法定耐用年数

● 耐用年数 3 年の機器（根拠：その他の工具）

- ・電気ドリル
- ・プレス（ポータブル 10t）
- ・チェーンブロック（0.5 ～ 15t）
- ・ジャッキ（ガレージ 1.5 ～ 15t）
 - ◇（エンジン 0.6t）
 - ◇（ミッション 0.5 ～ 1t）
 - ◇（スプリング 0.3t）
- ・バイス
- ・ホイールドローリー
- ・オイル・ドレン
- ・オイルチェンジャー
- ・急速充電器
- ・塗装圧送タンク
- ・アンダー・コート・ポンプ
- ・赤外線乾燥機
（手で持って簡単に移動できるもの）
- ・ポート・パワー

● 耐用年数 5 年の機器（根拠：測定工具）

- ・ボルト・メータ
- ・バッテリー・テスト
- ・コンプレッション・ゲージ
- ・バキューム・ゲージ
- ・定盤
- ・エンジン・タコ・テスト
- ・ドエル・テスト
- ・タイミング・ライト
- ・プラグ・クリーナー・テスト
- ・ノズル・テスト
- ・ダイアルゲージ付トースカン
- ・トーイン・ゲージ
- ・キャンバ・キャスト・ゲージ
- ・ターニング・ラジス・ゲージ
- ・亀裂深傷器（紫外線照射器）
- ・亀裂深傷器（電子極間磁器）
- ・エンジン・アナライザ
- ・ホイール・バランス
（ポータブル）
- ・ヘッド・ライト・テスト
- ・バルブ・シート・グラインダ
- ・騒音計
- ・スピード・メータ・テスト
（ポータブル）
- ・一酸化炭素測定器
- ・炭化水素測定器
- ・黒煙測定器

● 耐用年数 15 年の機器（根拠：設備）

- ・プレス（定置式 5 ～ 35t）
- ・コンプレッサ
- ・シリンダ・ボーリング・マシン
- ・クランク・シャフト・グラインダ
- ・ライン・ボーリング・マシン
- ・サーフェイス・グラインダ
- ・バルブ・リフェーサ
- ・タイヤ・チェンジャー
- ・カーリフト（2 ～ 8t）
- ・エア・リフト（1.3 ～ 3.5t）
- ・カー・エレベータ
- ・温水ワッシャー
- ・ブラシ洗車機
- ・赤外線乾燥機（4 ～ 32 球）
- ・フレーム修正機
- ・アセチレンガス発生器（定置式）
- ・ガス溶接切断機（定置式）
- ・交流アーク溶接機（定置式）
- ・ブレーキ・ドラム旋盤
- ・ブレーキ・ライニング・グラインダ
- ・ホイール・バランス（定置式）
- ・ブレーキ・テスト
- ・ホイール・アライメント・テスト
- ・シャン・ダイナモ・メータ
- ・ボール盤
- ・ビン・ホール・ホーニング・マシン
- ・噴射ポンプ・テスト
- ・スピード・メータ・テスト（定置式）
- ・スチーム・クリーナ
- ・シャン・ルブリケータ
- ・部品洗浄槽
- ・油水分離装置

■ 整備機器類の実用耐用年数

品 名	実 用 耐用年数
門型洗車機	5 ～ 6
カー・ワッシャー	3 ～ 5
温水洗車機	3 ～ 4
スチーム・クリーナー	3 ～ 4
卓上ボール盤	8 ～ 10
シャシー・ブリケーター（ギヤ）	2 ～ 4
ホイールバランス（オフザ・カー）	3 ～ 5
ホイールバランス（オンザ・カー）	2 ～ 4
タイヤチェンジャー	4 ～ 6
バルブシートグラインダ	5 ～ 6
バルブリフェーサ	6 ～ 8
急速充電器	3 ～ 4
溶接機（アーク）	6 ～ 8
溶接機（スポット）	3 ～ 5
エア・リフト	4 ～ 6

品 名	実 用 耐用年数
オートリフト	8 ～ 10
1 柱リフト	6 ～ 8
2 柱リフト	6 ～ 8
3 柱リフト	6 ～ 8
X 型リフト	6 ～ 8
ツインリフト	8 ～ 10
検査ラインコンピューター	3 ～ 5
ブレーキ・テスト	7 ～ 9
ヘッドライト・テスト	5 ～ 6
騒音計	5 ～ 6
スピードメータ・テスト	7 ～ 9
ホイールアライメント・テスト（機械）	7 ～ 9
ホイールアライメント・テスト（CPU）	5 ～ 7
サイドスリップテスト	7 ～ 9
排気ガススタ（CO/HC・DS）	5 ～ 6
油圧プレス	8 ～ 10

品 名	実 用 耐用年数
エアコンプレッサ	5 ～ 6
ガレージジャッキ	2 ～ 4
電動ホイスト	8 ～ 10
鋸金用油圧機器	3 ～ 5
フレーム修正機	13 ～ 15
塗装ブース	8 ～ 10
コンピュータ見積機	3 ～ 5
ジェネレータ試験器	6 ～ 8
エンジンスコープ	3 ～ 5
エンジンアナライザ	3 ～ 5
タコグラフテスト	3 ～ 5
旋盤	8 ～ 10
アンダーカッターレース	6 ～ 7
部品洗浄槽	3 ～ 4
ボーリングマシーン	6 ～ 8

品 名	実 用 耐用年数
ホーニングマシーン	6 ～ 8
クランクシャフト研磨盤	8 ～ 10
サーフェスグラインダ	8 ～ 10
ラインボーリングマシーン	8 ～ 10
コンロッド・グラインダ	8 ～ 10
ピンホールマシン	6 ～ 8
ブレーキドラム旋盤	6 ～ 8
部品洗浄装置	5 ～ 7
エンジンダイナモメータ	6 ～ 8
クローガスターチャージャー	3 ～ 4
エアクワー	5 ～ 6
オイルサービスキャビネット	3 ～ 5
オーバーヘッドホースリール	5 ～ 6
オイルチェンジャー	2 ～ 5
ウォールタンク	3 ～ 4
ブレーキオイルチェンジャー	4 ～ 6

● **札幌支店**

〒003-0873 札幌市白石区米里3条2-1-5
TEL. 011-875-7100 FAX. 011-875-7200

旭川出張所

〒070-8018 旭川市神居8条1-1-7
TEL. 0166-76-1862 FAX. 0166-76-1864

● **仙台支店**

〒983-0835 仙台市宮城野区大槻10-23
TEL. 022-257-3251 FAX. 022-292-1045

郡山営業所

〒963-8845 郡山市名倉44-1
TEL. 024-946-9881 FAX. 024-937-1451

盛岡営業所

〒020-0764 岩手県滝沢市大釜土井尻124-1
TEL. 019-699-1830 FAX. 019-699-1833

● **東京支店**

〒113-0034 東京都文京区湯島3-26-9
TEL. 03-3833-6116 FAX. 03-5688-7063

横浜営業所

〒224-0021 横浜市都筑区北山田2-2-32
クィーンズガーデン102号
TEL. 045-591-2010 FAX. 045-590-0067

静岡営業所

〒422-8008 静岡市駿河区栗原8-23
栗原森川ビル1F
TEL. 054-263-9161 FAX. 054-263-9160

● **関東支店**

〒331-0046 さいたま市西区宮前町503-1
TEL. 048-624-3256 FAX. 048-620-1009

埼玉営業所

〒331-0046 さいたま市西区宮前町503-1
TEL. 048-624-3256 FAX. 048-620-1009

千葉営業所

〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷6-24-12
TEL. 043-305-5000 FAX. 043-305-5001

茨城営業所

〒310-0902 水戸市渡里町2616
TEL. 029-239-5225 FAX. 029-239-5226

栃木営業所

〒321-0161 宇都宮市大塚町13-10
TEL. 028-659-5333 FAX. 028-684-1136

長野営業所

〒380-0928 長野市若里1-23-11
TEL. 026-227-1787 FAX. 026-291-6220

群馬営業所

〒371-0024 前橋市表町1-12-1
TEL. 027-220-1661 FAX. 027-220-1662

新潟営業所

〒950-0993 新潟市中央区上所中3-12-19
TEL. 025-280-9102 FAX. 025-280-9103

● **名古屋支店**

〒460-0012 名古屋市中区千代田5-22-26
鶴舞パークヒルズ2F

TEL. 052-251-5831 FAX. 052-249-1701

岐阜営業所

〒500-8288 岐阜市中鵜3-41-1
Shallow Well 103号
TEL. 058-277-5281 FAX. 058-277-5280

金沢営業所

〒920-0015 金沢市諸江町上丁307-17
TEL. 076-233-1688 FAX. 076-233-1655

富山営業所

〒939-8214 富山県富山市黒崎135-1
TEL. 076-461-6081 FAX. 076-461-6082

● **大阪支店**

〒541-0058 大阪市中央区南久宝寺町4-3-6
TEL. 06-6251-8581 FAX. 06-6258-2084

京都営業所

〒612-8445 京都市伏見区竹田浄菩提院町78
池田ビル103号
TEL. 075-604-5988 FAX. 075-611-3889

神戸営業所

〒653-0836 神戸市長田区神楽町2-3-1
第2丸鹿ビル5F
TEL. 078-641-7730 FAX. 078-646-2670

高松営業所

〒761-8013 高松市香西東町329-11
TEL. 087-882-4388 FAX. 087-870-5590

● **広島支店**

〒739-0323 広島市安芸区中野東2-4-31
TEL. 082-892-0391 FAX. 082-820-2002

岡山営業所

〒700-0975 岡山市北区今2-2-7
今中央ビル1F
TEL. 086-241-8981 FAX. 086-241-2463

山口営業所

〒753-0812 山口市宝町1-76 電子ビル1F
TEL. 083-923-4745 FAX. 083-933-0095

● **福岡支店**

〒812-0871 福岡市博多区東雲町4-3-8
TEL. 092-581-8480 FAX. 092-583-1009

● **本社営業部**

〒113-0034 東京都文京区湯島3-24-11
湯島北東ビルディング4F
TEL. 03-3833-6114 FAX. 03-5818-7186

■ **商品部・商品センター**

首都圏トレーニングセンター

〒270-1338 千葉県印西市松崎台1-8-4
TEL. 0476-47-1931 FAX. 0476-47-1932

販売店